

新型コロナウイルス感染症に関する児童の登校判断

(令和3年10月1日現在)

対象者		出席停止等の取扱い
感染者		登校できません
濃厚接触者	児童生徒 (本人)	登校できません ※検査結果が陰性でも14日間は登校不可
	同居家族	登校できません ※同居家族の検査結果が陰性であれば登校可
健康観察対象者 ・PCR検査を受ける 場合は右記のとおり ・PCR検査の予定が ない場合は「※1」	児童生徒 (本人)	登校できません ※検査結果が陰性で、風邪症状等がなければ登校可
	同居家族	欠席扱いにはなりません ※検査結果が陰性であれば登校可
風邪症状があり PCR検査を受ける	児童生徒 (本人)	登校できません ※検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可
	同居家族	欠席扱いにはなりません ※検査結果が陰性で、風邪症状がなくなれば登校可
上記以外で 入院・手術のために PCR検査を受ける	児童生徒 (本人)	登校可 ※主治医の指示に従うもの
	同居家族	登校可
発熱等の風邪の症状 がみられるとき	児童生徒 (本人)	登校できません ※風邪症状がなくなれば、登校可
	同居家族	児童本人に発熱等の風邪症状がない場合は、登校可
医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等が感染予防のため欠席（※個別に判断）		欠席扱いにはなりません
何ら症状等がない児童生徒が「感染したくない」との理由で欠席する場合		欠席扱いにはなりません
児童生徒の新型 コロナワクチン 接種に伴う対応	欠席	欠席扱いにはなりません
	副反応	登校できません

※1 登校可能ですが、健康観察期間中に発熱等の体調不良がみられる場合には保健所への連絡が必要とされています。そのため、健康状態に不安がある等から欠席される場合には、欠席扱いにはなりません。